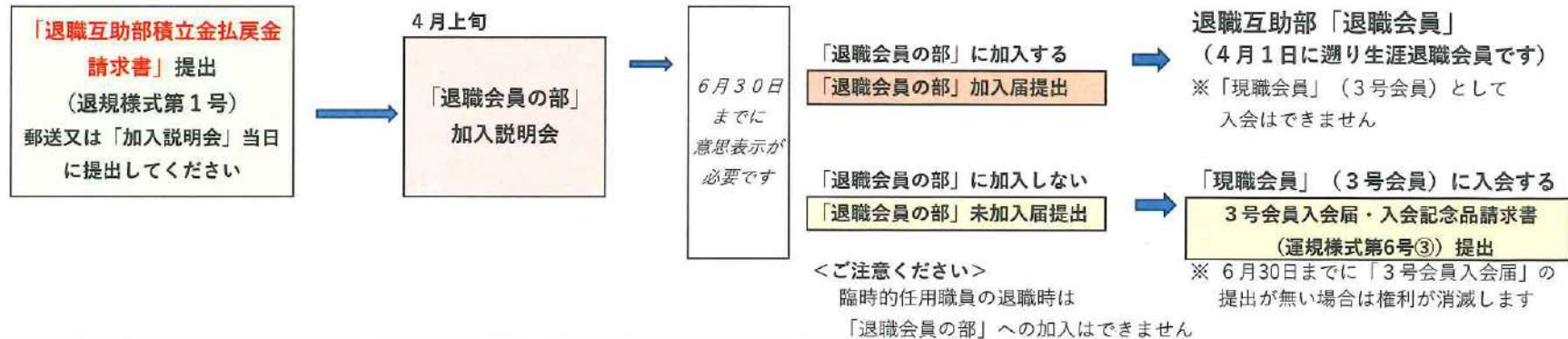


満45歳以上の正規職員（再任用フルタイム終了を含む）が3月31日付退職した時の手続き

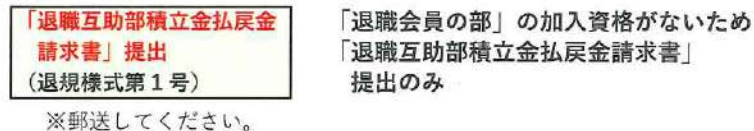


退職後、民間等に再就職する方や4月1日以降、再雇用非常勤職員・定年前再任用短時間勤務をする方も上記の手続きとなります。

4月1日から臨時的任用職員になる方は「退職会員の部」「現職3号会員」の重複加入ができないため次の順番で手続きが必要です。



45歳未満の正規職員が3月31日付退職した時の手続き



現在、臨時的任用職員（現職3号会員）が3月31日付退職した時

退職互助部積立金がありません。手続きは不要です。

退職せず4月1日以降、継続任用または暫定再任用フルタイム勤務

引き続き「現職会員」のため手続きは不要です。